(九)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四〇条関係）

(1)　適用対象となる公益法人等の範囲に、公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。以下同じ。）を加える。

(2)　次に掲げる非課税措置の継続適用の対象に、公益社団法人及び公益財団法人が解散する場合又は公益認定の取消しの処分を受けた場合において、非課税措置の適用を受けた財産等（以下「非課税財産等」という。）を類似の公益事務をその目的とする新公益信託の信託財産とするときを加える。

イ　公益法人等が解散する場合における非課税措置の継続適用

ロ　公益社団法人及び公益財団法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税措置の継続適用

(3)　非課税財産等を有する新公益信託の受託者（以下「当初受託者」という。）が、次に掲げる事由（当該事由により国税庁長官の承認を取り消すことができる一定の場合の当該事由を除く。）により、当該非課税財産等を次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める者（新受託者の選任等につき公益信託に関する法律の認可を受け、又は届出がされた当該新公益信託の受託者に該当するものに限る。以下「引継受託者」という。）に移転しようとする場合において、当該非課税財産等の移転に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、引継受託者を当初受託者とみなすこととする。

イ　その任務の終了　新受託者

ロ　法人の合併　当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人

ハ　法人の分割　当該分割により受託者としての権利義務を承継する法人

(4)　非課税財産等を有する新公益信託（以下「当初新公益信託」という。）の受託者が、新公益信託の終了（当該終了に係る事由により国税庁長官の承認を取り消すことができる一定の場合の当該終了を除く。）により、当該非課税財産等を他の公益法人等（当初新公益信託に係る帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。）に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の新公益信託（その受託者が当初新公益信託に係る帰属権利者となるべき者に該当する者であるものに限る。）の信託財産としようとする場合において、当該非課税財産等の移転に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、当該他の公益法人等又は他の新公益信託の受託者を当初新公益信託の受託者とみなすこととする。

(ろ)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条及び第四一条の二関係）

(1)　個人で、年齢四〇歳未満であって配偶者を有する者、年齢四〇歳以上であって年齢四〇歳未満の配偶者を有する者又は年齢一九歳未満の扶養親族を有する者（以下「特例対象個人」という。）が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和六年一月一日から同年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	五、〇〇〇万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	四、五〇〇万円
エネルギー消費性能向上住宅	四、〇〇〇万円

(2)　特例認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、令和六年一二月三一日以前に建築確認を受けた家屋についても適用対象とする。

(ハ)　令和六年分における特別税額控除制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四一条の三～第四一条の三の一〇関係）

(1)　令和六年分における所得税額の特別控除

イ　居住者の令和六年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和六年分特別税額控除額を控除する。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が一、八〇五万円を超える場合については、この限りでない。

ロ　イの令和六年分特別税額控除額は、次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　居住者の一定の同一生計配偶者又は扶養親族一人につき　三万円

(2)　令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除等

イ　居住者の令和六年分の所得税に係る第一期納付分の予定納税額は、当該第一期納付分の予定納税額に相当する金額から予定納税特別控除額の控除をした金額に相当する金額とすること等とする。

ロ　イの予定納税特別控除額は、三万円とする。

ハ　一定の居住者の令和六年分の所得税につき予定納税額の減額の承認の申請により予定納税額から減額の承認に係る予定納税特別控除額の控除を受けることができること等とする。

ニ　ハの減額の承認に係る予定納税特別控除額は、(1)ロの令和六年分特別税額控除額の見積額とする。

(3)　令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等

イ　令和六年六月一日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から給与特別控除額の控除（当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額とする。

ロ　給与特別控除額のうちイの控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該控除しきれない部分の金額を、当該居住者がイの最初に主たる給与等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける令和六年中の主たる給与等（年末調整の対象となるものを除く。）に係る源泉徴収税額に相当する金額から順次控除（それぞれの当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれの当該主たる給与等に係る源泉徴収税額とする。

ハ　イ及びロの給与特別控除額は、次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四八万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等一人につき　三万円

(4)　令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等

イ　居住者の令和六年中に支払の確定した給与等に係る年末調整による年税額は、当該年税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。

ロ　イの年末調整特別控除額は次の合計額とする。

(イ)　三万円

(ロ)　給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された一定の控除対象配偶者又は給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の控除対象扶養親族等一人につき　三万円